

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は持株会社形態であることを踏まえたグループ経営を行う必要性を自覚した上で、当社グループの事業展開に適したコーポレート・ガバナンスを実現するため、株主、取引先、従業員及び地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業活動を通じ社会貢献を果たしながら企業価値を長期的に向上させていくことが重要であると考えております。当社では、このような観点からコーポレート・ガバナンスについての重点課題として、法令及び関連法規の遵守を柱とした企業経営の実現、経営の適正性、健全性、透明性の向上、適時適切な情報開示体制の構築を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

＜補充原則1-2-4 議決権の電子行使プラットフォーム導入や招集通知の英訳＞

当社は、現状の株主構成と費用を勘案した結果、招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームは導入しておりません。今後株主構成が変化した場合、導入について検討いたします。

＜原則3-1(v) 情報開示の充実(選任・指名についての説明)＞

社外取締役候補者の選任理由につきましては、定時株主総会の招集通知において開示しております。社外取締役を除いた取締役候補者につきましても、定時株主総会の招集通知において開示する予定です。

＜補充原則4-1-2 中期経営計画の策定と計画未達時の分析と説明＞

当社グループの主な事業である「ビジネスプロセスアウトソーシング事業」の業績は、顧客の開発動向や市場動向に極めて左右されるため、中期的な数値目標を公表することが必ずしも株主の皆様の判断に資するものではないとの見地から、中期的な数値目標は公表しておりません。現時点では、単年度の予想数値開示に留めておりますが、中期経営計画の策定につきましては、今後の検討課題と認識しております。

＜補充原則4-2-1 経営陣の報酬割合(現金と自社株)の適切な設定＞

取締役の報酬額については、当社を頂点とする企業集団内における職務執行割合等を勘案し、株主総会にて決定する報酬の限度内で、取締役会の決議を経て代表取締役社長が決定しております。報酬に関して、中長期的な業績と連動する割合や現金報酬と自社株報酬との割合については、状況を踏まえつつ今後検討してまいります。

＜原則4-10 任意の仕組みの活用＞

当社は、取締役の指名・報酬などの決定において、取締役会の審議により決定するとの考えから、任意の委員会は設けておりません。今後は、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討において、独立社外取締役の関与・助言を得る体制について検討を進めます。

＜補充原則4-10-1 指名・報酬の検討の際の独立社外取締役の関与＞

当社では取締役11名(うち、監査等委員である取締役は4名)のうち、2名を独立社外取締役として選任しております。各独立社外取締役は、専門的な知見や企業経営の経験に基づき、取締役会において独立かつ客観的な立場から意見等を述べております。

今後は、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討において、特に独立社外取締役の関与・助言を得る体制について検討を進めます。

＜原則4-11 取締役会の実効性確保のための前提条件＞

取締役会の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させる観点から、評価方法も含め検討を進めております。

＜補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析と評価＞

取締役会の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させる観点から、評価方法も含め検討を進めております。

＜原則4-14 取締役のトレーニング＞

当社では、取締役に対して、自社の取締役会のみならず、事業子会社の取締役会や重要な会議への出席機会を設け、事業活動や組織、その他当社グループを取り巻く環境への理解を深める取り組みを行っております。

また、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務の理解を深めるための外部セミナー等への参加費用は、会社が費用負担するものとしております。

なお、上記対応に関する取締役会としての確認は、今後行うものとします。

＜原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表＞

当社グループの主な事業である「ビジネスプロセスアウトソーシング事業」の業績は、顧客の開発動向や市場動向に極めて左右されるため、中期的な数値目標を公表することが必ずしも株主の皆様の判断に資するものではないとの見地から、中期的な数値目標は公表しておりません。

現時点では、単年度の予想数値開示に留めておりますが、中期経営計画の策定につきましては、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜原則1-4 いわゆる政策保有株式＞

当社は現在、政策保有を目的とした上場株式の保有はございません。

当社における良好な取引関係の発展、安定的な金融取引関係の維持など政策的な目的のために上場株式を保有する場合は、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものか判断の上、保有するものいたします。

また、政策保有株式の議決権の行使に関しては、株主価値の向上に資するものか判断の上、行使するものいたします。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社は、取締役や主要株主との間で取引を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、予め取締役会の承認を得る必要がある旨を取締役会規程に定めております。

また、当社は、取締役に対して定期的に調査を実施し、関連当事者との取引の有無を確認しております。

<原則3-1 情報開示の充実>

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「Create Customer Value 人にしかできないこと、システムにできること、全部。」を企業理念とし、「グローバルナンバーワン ～ 日本一から世界一へ付加価値創造 ～ 人の力と独自システムを最大限に生かしたサービス提供」をビジョンとして掲げております。

また、事業戦略と今後の方向性について、当社ホームページ(<http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp/business/index.html>)にて公表しております。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は持株会社形態であることを踏まえたグループ経営を行う必要性を自覚した上で、当社グループの事業展開に適したコーポレートガバナンスを実現するため、株主、取引先、従業員及び地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業活動を通じ社会貢献を果たしながら企業価値を長期的に向上させていくことが重要であると考えております。当社では、このような観点からコーポレートガバナンスについての重点課題として、法令及び関連法規の遵守を柱とした企業経営の実現、経営の適正性、健全性、透明性の向上、適時適切な情報開示体制の構築を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬額については、当社を頂点とする企業集団内における職務執行割合等を勘案し、株主総会にて決定する報酬の限度内で、取締役会の決議を経て代表取締役社長が決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社取締役会は、企業経営及び各事業分野についての知見・経験のほか、財務・会計、法務、税務についての専門知識を考慮することにより、取締役会の構成のバランスをとる方針です。

また、設置人数は上記の方針に加え、継続性や後継者の育成を観点に決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者の選任理由につきましては、定時株主総会の招集通知において開示しております。社外取締役を除いた取締役候補者につきましても、定時株主総会の招集通知において開示する予定です。

<補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲>

当社取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項のほか、取締役会規程の定めにより当社及びグループの経営に関する方針等の決定を行っております。

また、各事業子会社を担当する取締役は、定期的に子会社の職務執行状況の報告を受けること等により、当社取締役会としてグループ全体の職務執行を監督しております。

<原則4-8 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、独立社外取締役を2名選任しており、各独立社外取締役は取締役会において独立した立場からの助言・監督機能を果たしております。

当該独立社外取締役は、企業経営の経験や当社グループの事業を取り巻く業界の専門的な知見を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう役割・責務を果たす観点において、十分な資質を備えているものと判断しております。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は独立社外取締役の独立性判断基準として、会社法の定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の定める独立役員に係る独立性基準を参考に判断することとしております。

<補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

当社取締役会は、企業経営及び各事業分野についての知見・経験のほか、財務・会計、法務、税務についての専門知識を考慮することにより、取締役会の構成のバランスをとる方針です。

また、設置人数は上記の方針に加え、継続性や後継者の育成を観点に決定しております。

<補充原則4-11-2 社外取締役の他の上場会社との兼任状況>

社外取締役の他の上場会社の役員兼任状況等につきましては、事業報告及び株主総会参考書類における重要な兼職の状況に記載しております。

<補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析と評価>

取締役会の実効性の分析・評価については、取締役会の機能を向上させる観点から、評価方法も含め検討を進めております。

<補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針>

当社では、取締役に対して、自社の取締役会のみならず、事業子会社の取締役会や重要な会議への出席機会を設け、事業活動や組織、その他当社グループを取り巻く環境への理解を深める取り組みを行っております。

また、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務の理解を深めるための外部セミナー等への参加費用は、会社が負担するものとしております。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社では、取締役管理部部长をIR担当とし、担当部署は管理部が担う体制としております。

(1)IR担当

当社は、管理部担当役員を株主との対話全般の統括を行う取締役として指定しております。

(2)IR体制

担当取締役の統括の下で、管理部が開示資料作成や日常的な株主からの問い合わせ対応を行っております。

(3)対話の方法

当社は、定時株主総会後に「経営近況報告会」を実施し、当社取締役が株主と直接対話する機会を設けております。

また、決算資料をはじめとするIR関連資料を当社ウェブサイトに掲載して情報開示の公平性確保に努めております。

(4)社内へのフィードバック

対話やウェブサイトからの問い合わせで把握した株主の意見のうち、重要な内容については、取締役会にて報告し、情報の共有を図ります。

(5)インサイダー情報の管理

株主との対話にあたっては、「株式等の内部者取引の管理等に関する規則」(インサイダー取引防止規程)に則り、インサイダー情報の伝達を行なわぬよう細心の注意を払います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
橘 民義	1,960,800	10.30
本重 光孝	1,920,400	10.08
松本 公三	1,216,240	6.39
MSIP CLIENT SECURITIES	651,880	3.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	628,700	3.30
橘 鉄平	603,200	3.17
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	372,757	1.96
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	368,400	1.93
上杉 増夫	352,300	1.85
津田 哲治	344,800	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高田 秀雄	他の会社の出身者											
齊藤 肇	他の会社の出身者											
白井 久明	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 秀雄	○	○	——	企業経営の経験及び当社グループ事業を取り巻く業界に関する専門的な知見も有することから、それらを社外の独立した立場からの助言に活かしていただくため社外取締役として選任することとしました。また、役員の属性において、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定することとしました。
齊藤 肇	○	○	——	国内外における企業経営の経験を有しており、グローバル化する当社グループの経営に対する適切な提言を期待できることから、社外取締役として選任することとしました。また、役員の属性において、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
				企業経営の経験を有しており、また、弁護士

白井 久明	○		——	として企業法務に精通していることから、客観的立場から当社グループの経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任することとしました。
-------	---	--	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事異動、人事考課等については監査等委員会の同意が必要であるものとし、監査等委員が補助人に指示した補助業務に関して、業務執行取締役の指揮命令は及ばないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会制度を採用しており、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員3名の全4名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。各監査等委員は取締役会に出席し決議に参加するとともに取締役の職務の執行を監査しております。また、グループ会社で開催されている取締役会、重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、監査等委員間の情報及び意見交換を行い、グループ全社の重要案件について協議し、当社及び当社グループの経営状況の把握、問題点の共有化等を図っております。

また、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額については、当社を頂点とする企業集団内における職務執行割合等を勘案し、株主総会にて決定する報酬の限度内で、取締役会の決議を経て代表取締役社長が決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、管理部が中心となり、適宜必要な資料及び情報の提供等のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等（取締役会）

取締役会は取締役11名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。取締役会は取締役相互の経営監視が機能するよう、月に1回定期的に開催する他、迅速な経営判断のため必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。特段の理由がない限り、取締役全員の参加をもって実施しております。

また、グループ各社も同様に月に1回定期的に取締役会を開催しております。

（監査等委員会）

当社は、監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員3名の全4名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。各監査等委員は当社の取締役会において取締役の職務の執行を監査・監督しております。また、グループ会社で開催されている取締役会、重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、監査等委員間の情報及び意見交換を行い、グループ全社の重要案件について協議し、当社及び当社グループの経営状況の把握、問題点の共有化等を図っております。また、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

（内部監査室）

内部監査室は、代表取締役直轄で年間監査計画に基づき監査を実行しております。現在は1名の体制であります。コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適性・効率性について当社をはじめグループの全部署を対象とした内部監査を行っております。

内部監査室は監査等委員と情報交換しており、内部監査の状況について監査等委員に随時報告することで相互に連携しております。

上記の他に当社は会計監査人を設置しております。また、顧問契約を締結している弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して適宜助言を受けております。

2. リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるという認識のもとコンプライアンスの取扱いを定め、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的な信用の向上を図ることを目的として法令等遵守規程を制定しております。また、当社グループでは、法務、税務、労務等に係る外部の専門家と顧問契約を締結しており、日頃から指導や助言を得る体制を整備しております。

3. 役員報酬の決定

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、当社を頂点とする企業集団内における職務執行割合等を勘案し、株主総会にて決定する報酬の限度内で、取締役会の決議を経て代表取締役社長が決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会にて決定する報酬の限度内で、監査等委員の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役3名を選任しております。

当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、上記体制において外部からの経営監視機能が十分に機能すると考え、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算月が1月であり、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時に、アナリスト・機関投資家を対象にした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイトにIR情報コーナーを設けており、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、適時開示情報、財務データ等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に担当者を設置し、対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、法令遵守等について解説するコンプライアンス・ハンドブックを策定し、ステークホルダーと健全な関係を築くために倫理・法令遵守を実践することを重視しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは「バリアフリー」「情報リテラシー」「社会貢献」の分野でCSR活動を行っております。 「バリアフリー」分野では、ポールトゥウィン株式会社が、知的障がい者と健常者混成のバリアフリーロックバンド「サルサガムテープ」の活動支援を行っております。 またPalabra株式会社が開講している「シネマテーク動画教室」では、今後の映像バリアフリー化を見据え、バリアフリー字幕制作者の養成講座を新設いたしました。その一環でバリアフリー映画祭への協賛や上映作品のバリアフリー字幕(視覚・聴覚障がい者向け)制作への協力、2013年3月公開の映画「だいたいぶ3組」で視覚障がい者用のバリアフリー音声ガイド提供などを行いました。 「情報リテラシー」分野では、ピットクルー株式会社が中高生の企業訪問の際に、ネット利用の基本的な情報モラルを学ぶ機会を提供しています。「社会貢献」分野では、株式会社第一総合研究所(現 ポールトゥウィン株式会社)が東日本大震災の被災者に向けて、被災者と住宅提供者とをつなぐマッチングサイト「震災ホームステイ」を開設し、無償住宅提供支援を行いました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及びグループ会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コーポレート・ガバナンス

a取締役及び取締役会

取締役会は、法令及び定款に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。

当社の取締役は、原則として月1回の定例取締役会を開催し、緊急議案発生の場合にはすみやかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。また、グループ会社においても、取締役等は、原則として月1回の定例取締役会又はこれに準ずる重要会議を開催し、緊急議案発生の場合にはすみやかに臨時取締役会又はこれに準ずる重要会議を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

b監査等委員及び監査等委員会

監査等委員は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査室と連携して、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の子会社管理を含む職務執行について監査を実施する。監査等委員会は、原則として月1回開催し、必要ある場合は随時開催する。

(2)コンプライアンス

aコンプライアンス体制

当社及びグループ会社の取締役等及び従業員がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、グループ共通の「法令等遵守規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。

b公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、「公益通報者保護に関する規程」を定め、当社及びグループ会社においてコンプライアンスの報告・相談窓口として、公益通報窓口を設置する。

(3)内部監査

当社及びグループ会社の取締役等及び従業員の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、当社及びグループ会社において内部監査を統轄し、実施する。内部監査室の責任者は監査終了後に内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出するものとする。

(4)反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応として当社及びグループ会社共通の「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)情報の保存及び管理

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

(2)情報の閲覧

当社の取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理体制

当社及びグループ会社共通の「リスク管理規程」に基づき、当社の取締役会にて事業上のリスクを全社及び業務単位で検討・管理する。また、グループ会社においても、取締役会又はこれに準ずる重要会議においてリスクを把握する体制を構築し、リスクに対しては当社グループとして対応策の検討を機動的に行うものとする。

(2)決裁制度

各部門の長がその分掌業務の執行にあたり「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は完了報告を行う。

(3)大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、当社及びグループ会社共通の「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

4. 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針、経営戦略及び経営計画

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等の当社の全取締役及び従業員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定どおり進捗しているか取締役会において定期的に報告を行う。また、当社グループ横断の経営会議において、グループ役員間の情報共有及び議論を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ会社管理体制

当社とグループ会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。当社管理部部長は、グループ会社の経営状況と財務状況を常に把握し、取締役会に報告する。また、経営上の重要事項はグループ会社で決定する前に報告を受け、取締役会に報告するとともに必要ない助言と指導を行う。

(2)財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備

当社グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及び当社グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

(3)内部監査

内部監査室は、当社グループ各社に対し内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。監査等委員及び会計監査人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当該従業員の選出は監査等委員会において決定し、当該従業員の人事異動、人事考課等については監査等委員会の同意が必要であるものとする。

監査等委員が補助人に指示した補助業務に関して、取締役の指揮命令は及ばないものとする。

7. 当社及びグループ会社の取締役等及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(1) 監査等委員による重要会議への出席

監査等委員は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席する。

(2) 監査等委員による取締役業務の執行確認

監査等委員は、取締役から「取締役業務執行確認書」の提出を受け、その業務執行の適正性を確認する。

(3) 当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員による監査等委員への報告

当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員は、監査等委員に対して、法令及び定款違反事項、内部監査室が実施した監査の結果、公益通報制度における通報の状況を適時に報告する。

また、監査等委員は必要に応じ、いつでも当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員に報告を求めることができるものとし、「公益通報者保護に関する規程」により、監査等委員への報告を行った当社及びグループ会社の取締役等及び内部監査室その他の従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等について、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理することができる。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室、会計監査人及び当社グループ監査役との連携

監査等委員は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行う。

監査等委員は、当社グループ各社の監査役と連携し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徴する。また、グループ経営に係る相互情報交換を行うために会合の場を設けることができる。

(2) 外部専門家の起用

監査等委員が必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力等の排除に向けた取組みとして、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対策マニュアルを整備しております。その中で、「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を供与しない。」ことを基本方針として定め、役職員への浸透を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針について

1. 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、或いは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 企業価値向上への取組み

当社グループは、ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行うデバッグ・検証事業、インターネットの健全な成長をサポートするために種々のコンテンツに含まれる違法有害情報の検出や不正利用の検出を行うネット監視事業を主要な事業としております。

当社グループは、顧客の業務プロセスのIT化、システム化が進む中、最終的に「人」によるチェック、テスト、監視や審査が必要な事業領域に対してサービスを提供しており、現在においては、ゲーム業界及びインターネット業界を主たる事業領域としております。

また、当社グループは、日本初の「デバッグ・検証」と「ネット監視」の専業事業者としての実績と顧客基盤を有し、ゲームソフト開発企業、アミューズメント機器開発企業、ネット関連企業を中心に、製品・サービスの開発過程、製品の発売・サービス開始後の運用過程において、サービスの提供を行っております。

当社グループは、「世の中がどれだけシステム化が進んでも、最終的に人が行わなければならない確認・チェックがある」という企業使命を実現するために、ソフト・ハードのデバッグ・検証、ネット監視を事業化いたしました。当社グループといたしましては、デバッグ・検証サービス及びネット監視サービスの先駆者として、事業の拡大に積極的に取り組むとともに、経営管理体制を充実させることを課題と認識し、経営活動に取り組んでおります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は持株会社形態であることを踏まえたグループ経営を行う必要性を自覚した上で、当社グループの事業展開に適したコーポレート・ガバナンスを実現するため、株主、取引先、従業員及び地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業活動を通じ社会貢献を果たしながら企業価値を長期的に向上させていくことが重要であると考えております。当社では、このような観点からコーポレート・ガバナンスについての重点課題として、法令及び関連法規の遵守を柱とした企業経営の実現、経営の適正性、健全性、透明性の向上、適時適切な情報開示体制の構築を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

当社は、会社法に基づき、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しております。また、顧問契約を締結している弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して、適宜助言を受けております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランの概要は、当社の株式等の20%以上を取得しようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会又は当社株主総会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始できないものとしております。

大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合や、遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうものであると認められ、かつ、対抗措置の発動が相当と判断される時には、当社は、新株予約権の無償割当ての方法により新株予約権の割当てを行います。その際、当社は、大規模買付者等の非適格者以外の者が有する当該新株予約権を取得し、これと引替えに当該新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとしております。

当社は、本プランに基づく大規模買付けへの対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外有識者等から構成される独立委員会を設置しております。

なお、本プランの導入の件は、平成26年4月24日開催の第5回定時株主総会において承認されており、本プランの有効期間は、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。

また、本プランの詳細は、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.poletowin-pitcrew-holdings.co.jp>）に掲載の平成26(2014)年3月25日付IRニュース（適時開示資料）「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 上記2の取組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記2の取組みを実施しております。本取組みは、上記1の基本方針に沿うものであり、また、株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3の取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされる際に、当該大規模買付けに応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものであります。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとる

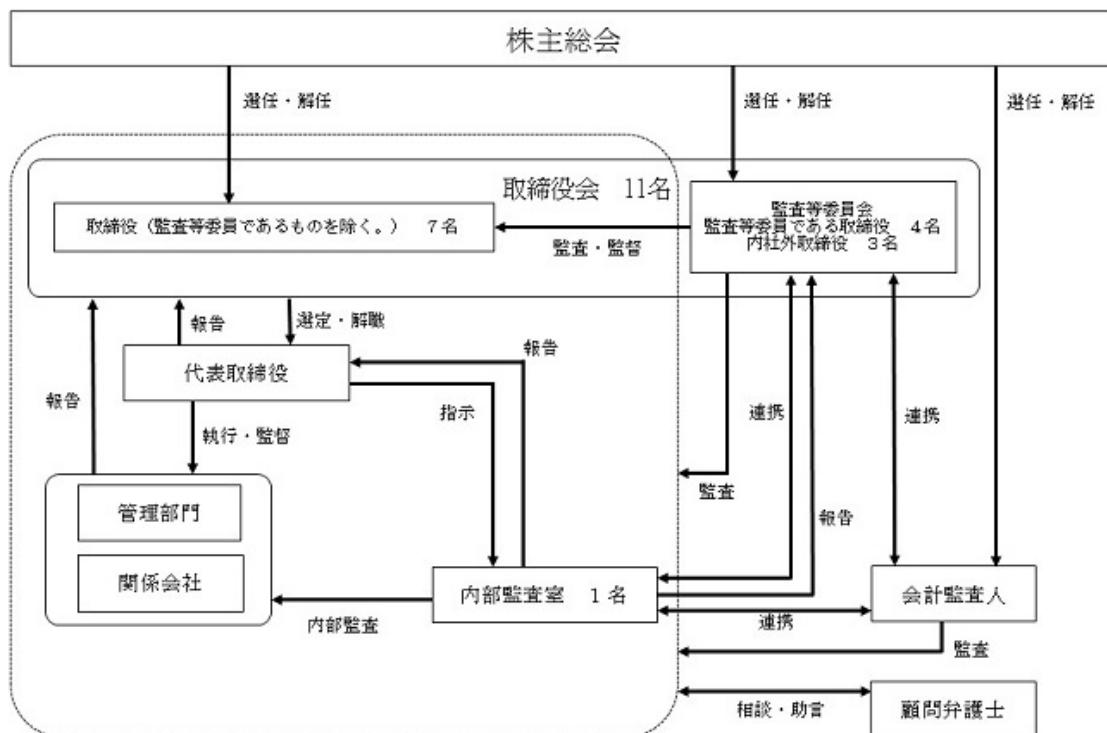
ことによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしております。

以上より、上記3の取組みは、上記1の基本方針に沿うものであり、また、株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

機関・内部統制の関係を示す図表



適時開示体制の概要

